**社会福祉法人　至心会　役員等報酬規程**

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人至心会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事・監事及び評議員（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものとする。

（報酬等の支給）

第２条　役員等には、別表１のとおり報酬等を支給する。

（適用除外）

第３条　施設の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

（報酬等の支給方法）

第４条　役員等に対する報酬等の支給時期は、当日支給とする。

（費用弁償）

第５条　当法人は、役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、その請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要する費用については、前もって支払うこととする。

（公表）

第６条　当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第７条　この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（補則）

第８条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、令和元年6月24日より施行する。

この規程は、令和3年12月15日より施行する。

別表１　非常勤役員等の報酬

①理事

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 報　　酬 |
| 理事会等への出席 | 日　額　5,000円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 日　額　5,000円 |

**※上記の報酬は、源泉税控除後の金額とする。**

②監事

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 報　　酬 |
| 理事会等への出席 | 日　額　5,000円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 日　額　5,000円 |
| 監事監査の業務 | 日　額　5,000円 |

**※上記の報酬は、源泉税控除後の金額とする。**

③評議員

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 報　　酬 |
| 評議員会等への出席 | 日　額　5,000円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 日　額　5,000円 |

**※上記の報酬は、源泉税控除後の金額とする。**